

三、八時間労働制實施促進に関する件

(決議)

理由、八時間制労働ヲ拒否スル當局ノ主ナル理由ハ單ニ時間ニ数字
的ニ計算セル労働能率ノ低下アルモノノ如シ然ルニ如斯ハ工場管
理ノ方法、勤カ節約労働力ノ保健、労働者ノ福祉茲其精
神ノ緊張性等ヲ等閑ニ附シタル誤謬ニ至リ到底吾等ノ首肯
シ得サル処ナリ依テ更ニ本問題ヲ提議シ當局ニ再考ヲ求ムルコトヲ
必要ト認ム

四、有給休日制(但シ日曜日ヲ除ク)施行ノ件

(決議)

理由、我等ノ生活賃銀取得ニ依テニ保障サル從テ賃銀
ノ保障ナキ休日ノ甚クモ休日ニ於ケル我等ノ生活資源ヲ枯渴セ
シムルモノナリ